

# 外国人材の受入れに向けた 基本的な考え方

## 【概要】

2018年10月16日

一般社団法人 日本経済団体連合会

- (1) 政府方針は、社会生活や産業基盤の支え手確保の課題、ならびに中小事業者が直面する人手不足に対応。これまでの経団連の主張と軌を一にしたもの。
- (2) 経済界としても、サプライチェーンに対し、法律の遵守と、人権を含む国際規範を尊重してもらおうとともに、適切な取組みが行われるよう積極的に支援。
- (3) 目指すべき社会像は、多様な国々から、意欲と能力のある外国人材の受入れが国民の理解を得た形で進み、多様な働き方の実現と相まって、様々な人材が生き生きと働く姿。こうした社会は「Society 5.0」の実現の基盤。

# 1. 新たな外国人材受入れ制度の在り方と高度外国人材の受入れ促進について

## 基本的な考え方

- (1) 経済の活性化およびイノベーション推進、生産性向上に向けた取組み（設備投資や技術革新、ICT化、働き方改革など）を後退させないこと。
- (2) 企業が取り組んできた女性や高齢者などの国内人材活用や、処遇改善などの努力に影響を与えないよう、十分に配慮をすること。

# 1. 新たな外国人材受入れ制度の在り方と高度外国人材の受入れ促進について

	経団連の主な意見
<p>(1) 対象業種の判断基準の明確化とプロセスの透明性の確保</p>	<p>① <b>客観的な指標</b>・調査に基づいた、<b>透明かつ適切な選定プロセス</b>            ー事業の継続・発展が困難となる業種範囲の特定と真の必要性            ー担う職種や作業範囲、地域、技能水準等の明確化</p> <p>② 在留・雇用管理体制（入国、就労、離職時）の明確化</p>
<p>(2) 外国人技能実習制度等との関係性の整理</p>	<p>① 個別業種毎のニーズを的確に踏まえた「新たな外国人材受入れ制度」と「技能実習制度」の<b>関係性の整理</b>            ー制度趣旨（技能実習は「国際貢献」）            ー作業内容（技能実習では作業内容は限定。77職種139作業（平成29年12月時点））</p> <p>② 現行の「技能実習制度」に関わる法令遵守、制度の適切な運用を徹底</p> <p>③ 留学という在留資格による就労者の就労時間管理の徹底、日本語教育機関のあり方などについての検討</p>
<p>(3) 受入れ企業の責務</p>	<p>① 従業員たる外国人材の支援と的確な在留・雇用管理</p> <p>② 人権尊重、関連法令・制度の遵守</p> <p>③ ステップ・アップの観点も含めた人材育成</p>

# 1. 新たな外国人材受入れ制度の在り方と高度外国人材の受入れ促進について

	経団連の主な意見
<p>(4) 予見性を踏まえた制度整備と適切な運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国人材の受入れペースや中期的な増減に係わる予見性を持って、適正に受入れ体制を整備・運用</li> <li>② 新たな制度に基づく在留が修了した後の姿の提示</li> </ul>
<p>(5) 国内外への広報の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民や企業の十分な理解を得られるような広報活動の展開</li> <li>② わが国の制度の対外的な透明性向上</li> </ul>
<p>(6) 高度人材受入れのさらなる促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① わが国の国際競争力の強化に資する<b>高度人材のさらなる受入れ</b></li> <li>② 留学生向けの就職支援の充実や在留資格変更の円滑化などによる就職者数の拡大</li> </ul>

### 基本的な考え方

- (1) 意欲と能力を持つ外国人材にとって「訪れたい」「暮らしたい」「働きたい」と認識されるような国づくり、まちづくり、職場づくりの展開。
- (2) 日本語教育をはじめとする生活者としての外国人を支援する環境整備。
- (3) 国も主体的に総合的な支援を実施。  
(日本語教育、担い手となる人材育成、必要な予算措置など)

## 2. 外国人との多文化共生社会の実現に向けて

	経団連の主な意見
(1) 多文化に対応した職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社内規程等の社内インフラの多言語化、教育制度の充実</li> <li>② 外国人従業員のニーズに見合った職場環境・福利厚生制度の構築とキャリア形成の明確化</li> <li>③ 日本人従業員の語学力の向上、多文化に対する理解促進</li> </ul>
(2) 暮らしやすい地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国による地方自治体間の情報共有の橋渡し</li> <li>② 国・地方自治体としてNPO法人等との連携やICT利活用           <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 10px;">             日本語教育の充実、行政サービス・生活情報等の多言語化、相談体制の拡充、医療・保健・福祉サービス、賃貸住宅への入居支援、防災情報の提供、防犯・交通安全対策の充実 等           </div> </li> </ul>
(3) 外国人子女の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国による教育の充実・就学促進に向けた環境整備           <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 公立学校の教員等の資質能力の向上</li> <li>－ 指導・相談体制の早期構築</li> <li>－ 就学促進への支援</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 外国人との多文化共生社会の実現に向けて

	経団連の主な意見
(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業主と外国人材双方への労働関係法令等の周知と適正運用に向けた支援・指導</li> <li>② 外国人材の社会保険の加入促進・利用の適正化               <ul style="list-style-type: none"> <li>－在留外国人の医療保険で制度本来の趣旨とは異なる形で利用されているとの指摘があることから、実態把握を進め、必要に応じて適正化策を講じるべき</li> </ul> </li> <li>③ 社会保障協定の推進</li> </ul>

- 経済界としては、制度創設後も、引き続き意見発信。  
あわせて、適正な雇用・労働条件の確保に向けた必要な協力を実施。  
また、意欲と能力のある外国人材の受入れと多文化共生の実現に向けて、各企業の取組事例の把握と展開。
- なお、「移民」については、その位置付けも含め、検討すべき将来的な課題として丁寧な議論を重ねていくことが重要。